

医療事故に関して報告を求める項目の詳細案等に係る御意見の募集について

平成16年6月10日
厚生労働省医政局総務課
医療安全推進室

平成13年5月に厚生労働省に設置された「医療安全対策検討会議」では、今後の医療安全対策の目指すべき方向性と緊急に取り組むべき課題について幅広く検討を行い、「医療安全推進総合対策」の取りまとめを行いました。その中で、事故事例の収集については、法的な問題も含めてさらに検討することとなり、これを受け「医療に係る事故事例情報の取扱いに関する検討部会」において検討が行われ、平成15年4月に報告書が取りまとめられました。その中で医療事故の発生予防・再発防止策を講じるためには、医療現場から「幅広く」、「質の高い情報」を収集し、専門家により分析した上で、改善方策を医療現場等に提供する必要があること、例えば、事故の分析体制が確立されている国立高度専門医療センター、国立病院、国立療養所、大学病院（本院）については、特に重大な事例の報告を義務付けること等が指摘されたところです。

このような指摘を踏まえ、医療事故報告に関し、対象とする医療機関、医療事故の範囲及び報告を求める項目を定める医療法施行規則の一部を改正する省令案の概要について、平成16年3月18日付けで御意見を募集したところです。その中で、報告を求める項目の詳細については別途通知で定めることとしていたところですが、当該詳細案及び同省令案の施行期日（別添）について、下記のとおり意見を募集します。

なお、御意見に対して個別に回答はいたしかねますので、その旨ご了承願います。

記

1. 意見募集期限 平成16年6月24日（木）必着
2. 提出方法 以下の〔意見・情報提出様式〕により、以下に掲げるいずれかの方法で提出してください。

電子メールで送付される場合は、ファイル形式をテキスト形式としてください。なお、お電話での御意見の提出・お問い合わせはお答えしかねますので、あらかじめ御了承ください。

電子メールの場合

電子メールアドレス：medicalsafe@mhlw.go.jp

厚生労働省医政局総務課医療安全推進室あて

（ファイル形式はテキスト形式でお願いします。）

ファクシミリの場合

ファクシミリ番号：03-3501-2048

厚生労働省医政局総務課医療安全推進室あて

郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省医政局総務課医療安全推進室あて

提出のご意見等は日本語に限ります。また、個人の場合は住所・氏名・性別・年齢・職業を、法人の方は法人名・所在地を記載してください。また、いただいた記載内容は、氏名、住所及び電話番号を除き、すべて公開される可能性があることをあらかじめご承知おきください。

[意見・情報提供様式]

厚生労働省医政局総務課医療安全推進室あて

医療事故に関して報告を求める項目の詳細案等に係る御意見の募集について

氏名： （貴方の所属（会社名・部署名）を併記してください。）

性別： 年齢：

住所：

電話番号：

意見： 該当箇所（資料のどの部分についての意見かを明記して下さい。）

意見内容

理由（可能であれば、根拠となる出典を添付又は併記して下さい。）

(別添)

医療事故に関して報告を求める項目の詳細案等について

1. 報告を求める項目の詳細案

- イ 当該事故が発生した日時及び場所
発生月日、発生曜日、発生曜日(曜日区分)、発生時間帯、発生場所、
関連診療科(複数回答可)
- ロ 当該事故に係る患者に関する情報
患者の性別、患者の年齢、患者区分(入院と外来の別)、疾患名(事
故に関連した主病名を記載)
- ハ 当該事故に係る医療関係者に関する情報
当事者職種(医師については専門医・認定医資格の有無も記載)、当
事者職種経験(勤続)期間(年月)、当事者部署配属期間(年月)、当
事者勤務状況(数値情報:直前1週間の当直または夜勤回数(夜勤の
場合、2交代制か3交代制の別も併記))、発見者
- ニ 当該事故の内容に関する情報
事故の内容(テキスト情報)、発生場面、事故の程度(死亡、傷害残
存、濃厚治療・処置の別)
- ホ イからニまでに掲げるもののほか、当該事故に関する必要な情報
発生要因、患者側の要因(心身状態)、緊急に行った処置(テキスト
情報)、事故原因(テキスト情報)、事故の検証状況(テキスト情報)、
改善策(テキスト情報)

注1) テキスト情報以外の項目の記載に関しては、医療安全対策ネットワーク整備
事業(ヒヤリ・ハット事例の収集、分析及び情報提供)の実施について(平
成16年3月30日、医政発第0330008号、薬食発第0330010号)の別添
2:「全般コード化情報」コード表及び別添3:「記述情報」コード・記述項
目表に記載されている内容を参照すること。

注2) 改善策や事故原因等の記述情報の一部に関しては、2週間の提出期限時点で
判明或いは検討出来ている内容で暫定的に記載、提出することとし、それ以
降改善策や事故原因等の内容が確定するまで随時情報を追加提出すること
とする。

2. 医療法施行規則の一部を改正する省令案の施行期日

平成16年10月1日